

令和6年9月12日
午前10時00分開議
於 議 場

1 出席議員は次のとおりである（16名）

1 番	伊 藤 千 春	2 番	柴 田 英 里
3 番	鈴 木 りつか	4 番	平 居 ゆかり
5 番	横 井 克 典	6 番	板 倉 克 典
7 番	那 須 英 二	8 番	加 藤 明 由
9 番	小久保 照 枝	10番	堀 岡 敏 喜
11番	佐 藤 仁 志	12番	江 崎 貴 大
13番	加 藤 克 之	14番	高 橋 八重典
15番	早 川 公 二	16番	平 野 広 行

2 欠席議員は次のとおりである（なし）

3 会議録署名議員

16番	平 野 広 行	1 番	伊 藤 千 春
-----	---------	-----	---------

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

市 長	安 藤 正 明	副 市 長	村 瀬 美 樹
教 育 長	高 山 典 彦	総 務 部 長	伊 藤 淳 人
市民生活部長	柴 田 寿 文	健康福祉部長兼 福祉事務所長	安 井 幹 雄
建 設 部 長	立 石 隆 信	教 育 部 長	渡 邊 一 弘
健康福祉部次長兼 保険年金課長	佐 藤 雅 人	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	大 木 弘 己
教育部次長兼 歴史民俗資料館長兼 図 書 館 長	伊 藤 隆 彦	総 務 課 長	横 江 兼 光
財 政 課 長	村 田 健太郎	人 事 秘 書 課 長	山 森 隆 彦
企画政策課長	佐 藤 文 彦	防 災 課 長	太 田 高 士
税 務 課 長	岩 田 繁 樹	収 納 課 長	細 野 英 樹
市民課長 兼 十四山支所長兼 鍋 田 支 所 長	下 里 真理子	環 境 課 長	梅 田 英 明
市民協働課長	藤 井 清 和	観 光 課 長	浅 野 克 教
健康推進課長	山 守 美代子	福 祉 課 長	後 藤 浩 幸
介護高齢課長	富 居 利 彦	児 童 課 長	飯 田 宏 基

総合福祉
センター所長兼
十四山総合福祉
センター所長兼
いこいの里所長

中山 義之

産業振興課長

上田 忠次

土木課長

神野 忠昭

都市整備課長

三輪 秀樹

下水道課長

早川 昇作

学校教育課長

田畑 由美子

生涯学習課長兼
十四山スポーツ
センター館長

飯塚 義子

5 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長

佐野 智雄

議事課長

田口 邦郎

書記

鈴木 悦子

6 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第32号 弥富市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

日程第3 議案第33号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について

日程第4 議案第34号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

日程第5 議案第35号 令和5年度弥富市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

日程第6 議案第36号 令和6年度弥富市一般会計補正予算（第6号）

日程第7 議案第37号 令和6年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第8 議案第38号 令和6年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第9 議案第39号 令和6年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第10 認定第1号 令和5年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第11 認定第2号 令和5年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 認定第3号 令和5年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 認定第4号 令和5年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第14 認定第5号 令和5年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第15 認定第6号 令和5年度弥富市下水道事業会計決算認定について

（追加日程）

日程第16 議案第40号 物品の買入れの追認について

日程第17 議案第41号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時00分 開議

○議長（堀岡敏喜君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀岡敏喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、平野広行議員と伊藤千春議員を指名をいたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2 議案第32号 弥富市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

日程第3 議案第33号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について

日程第4 議案第34号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

日程第5 議案第35号 令和5年度弥富市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

日程第6 議案第36号 令和6年度弥富市一般会計補正予算（第6号）

日程第7 議案第37号 令和6年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第8 議案第38号 令和6年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第9 議案第39号 令和6年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第10 認定第1号 令和5年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第11 認定第2号 令和5年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 認定第3号 令和5年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 認定第4号 令和5年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第14 認定第5号 令和5年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第15 認定第6号 令和5年度弥富市下水道事業会計決算認定について

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第2、議案第32号から日程第15、認定第6号まで、以上14件を一括議題といたします。

本案14件は既に提案をされておりますので、これより質疑に入ります。

通告に従い、発言を許可します。

まず、那須英二議員。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二。

通告に従いまして議案質疑させていただきます。

まず、議案第33号でございます。

弥富市児童クラブ施設条例の一部改正についてですが、今回この条例改正は、その児童クラブ利用者の資格に保護者が居宅内で児童と離れて日常の家事以外の労働することを常態化しているところの方が利用可能となるという議案だというふうに聞いております。そこで、その家事以外の中に育児というのは含まれるのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） この条例において、育児は家事以外の労働には含まれません。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 育児が含まれないということであれば、家事以外の労働というのはどういうものを想定していらっしゃるのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田児童課長。

○児童課長（飯田宏基君） 家事以外の労働というものは、コロナ以降テレワーク、リモートワークとも言いますが、事業所から離れた主に自宅で労働する方が増加傾向にありますので、そういった方たちのお仕事をということです。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） テレワーク等の労働ということでした。

ただもう一つ、この今回の条例改正に当たって介護は認められるということでございました。介護が認められるということであれば、私は育児のほうも認められるのかなというふうに思っておりましたが、そういう中では、先ほど育児は含まれないというんで、なかなか難しいかもしれませんけれども、育休中の方というのは利用可能となるのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 児童クラブは育休中は利用できませんが、産前産後で育児が困難である家庭の児童については受け入れております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 質疑としてはここで終わらせていただきますが、やはり介護はよくて育児はできないというのが、ちょっとなかなか理解できないところになります。

続きまして、議案第34号です。

議案第34号は、愛知県の後期高齢者広域事務組合の規定の変更ということで、この規定の変更はどういうものかといったら、保険証を廃止するということに基づいての整備と言われています。この保険証が廃止された場合、資格確認書というのが配付されるのかどうかで、その人たちはどういう人が対象なのかお答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤保険年金課長。

○健康福祉部次長兼保険年金課長（佐藤雅人君） お答えいたします。

後期高齢者医療制度では、令和6年12月2日以降、有効なマイナ保険証を保有していない新規加入される75歳を迎えられた方や、次回更新時の令和7年7月31日に有効なマイナ保険証を保有していない方に対して資格確認書を交付します。どちらの場合も、当面本人からの申請は必要ありません。また、被保険者証の紛失等により再交付申請をされる場合、有効なマイナ保険証を保有していない方に対して資格確認書を交付します。

続きまして、どのような人が対象かという御質問でございます。

後期高齢者医療制度では、資格確認書の交付は有効なマイナ保険証を保有していない方が対象となります。具体的には、令和6年12月2日以降マイナンバーカードを取得していない方、マイナンバーカードを持っても健康保険証利用登録をされていない方、電子証明書またはカードの更新をされなかった方及び利用登録を解除された方が対象となります。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） そうしますと、今お答えとしては、マイナンバーカードを持っていない方、あるいは保険証連携していない方、あるいは解除された方とおっしゃいますけれども、逆に言えば、マイナンバーカードを作ったは作ったけれども、今その保険証と連携しているかどうかというのを分からない高齢者の方って見えると思うんですよね。そういう方は医療機関に行っても、マイナンバーカードを持っていても利用されていない。現状は保険証で対応されているわけですが、そういう中では困惑される方というのが大変多いと思うんですが、そういう周知や、あるいは、あれ、俺連携したかなという分からない人にとってはいきなり保険証がなくなって、俺保険証ないよないよと困ってしまうと思うんですね。そういう困っている人への対応というのはどのように考えているんでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤保険年金課長。

○健康福祉部次長兼保険年金課長（佐藤雅人君） 失礼します。

後期高齢者医療制度では、令和6年7月の被保険者証を更新の際に同封する制度案内のパンフレット及びチラシにて、マイナ保険証への移行に関する周知を行っております。さらに、市ホームページ、後期高齢者医療制度のコーナー、広報「やとみ」7月号に周知記事を掲載しております。また、保険年金課窓口、電話、市ホームページ等での相談につきましても、引き続き適切な対応を行ってまいります。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） それというのは、マイナ保険証を持っていない方、要はマイナンバーカードがない方や保険証と連携していない方に限定されると思うんですよ。僕が問題視して

いるのは、登録してあるんだけど、例えばポイント等で連携したほうがポイントつくよという形で登録してはおったんだけど、自分が登録している感覚がなくて、現状保険証を使っているから、そのマイナ保険証を自分で持っていると感じていない方というのはたくさん見えるんですよ、現状。だからこそ利用実態が少ないという状況があるわけですから、そういう人においての周知というのは考えられていないんじゃないでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤保険年金課長。

○健康福祉部次長兼保険年金課長（佐藤雅人君） お答えいたします。

マイナンバーカードをマイナ保険証扱いして、登録したかしていないか分からない方につきましては、病院に行ってください、市役所でも構いませんけれども、マイナンバーカードが保険証扱いになっているか、なっていないかという確認ができます。医療機関では、マイナ保険証を機械に載せると、同意しているかしていないかというのが出ますもので、同意していない方でマイナ保険証を使いたいならば、その場で同意という行為をしていただければマイナ保険証扱いになってきますというのが回答でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 質問は3つということでそれ以上できないということなんですが、続きは委員会でさせていただきますが、やはり自分が作った感覚がない方というのはやっぱりたくさん見えるので、そこに対しての周知というのが必要だと思うんです。なので、その辺は一応申し添えて、質問としては終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 他に質疑の方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

本案14件はお手元に配付をした議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたします。

本日、安藤市長より議案第40号及び議案第41号が提出をされました。

お諮りをします。

これを直ちに日程に追加をし、議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議案第40号及び議案第41号を本日の日程に追加をし、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第40号 物品の買入れの追認について

日程第17 議案第41号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第16、議案第40号及び日程第17、議案第41号、以上2件を一括議題といたします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 本日追加提案し、御審議いただきます議案は、法定議決議案1件、条例関係議案1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第40号物品の買入れの追認につきましては、弥富市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を得る必要があるものであります。

次に、議案第41号弥富市国民健康保険条例の一部改正につきましては、国民健康保険法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） 議案の説明を関係部長に求めます。

渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 教育部所管の議案の説明をさせていただきます。

議案第40号物品の買入れの追認について。

1. 物件名、小学校教師指導用教科書及び指導書、内訳としまして、教科書1,283冊、指導書986冊。2. 買入金額、2,952万5,851円。3. 買入先、株式会社マツバラヤ書店。4. 契約の方法、随意契約。

このたびの議案は、弥富市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を得る必要があるからである。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 続きまして、健康福祉部所管の議案について御説明いたします。

議案第41号弥富市国民健康保険条例の一部改正について御説明いたします。

1枚めくっていただきまして、条例のあらましを御覧ください。

1. 国民健康保険の被保険者証が廃止されることにより国民健康保険法中の被保険者証の返還に応じない者に対する過料の規定が削除されることに伴い、規定の整備を行うこととした。

2. その他必要な規定の整備を行うこととした。

3. この条例は、令和6年12月2日から施行することとした。

説明は以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑がないことを確認しましたので、質疑を終結します。

暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時13分 休憩

午前10時15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

本案2件はお手元に配付をした議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時15分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 堀 岡 敏 喜

同 議員 平 野 広 行

同 議員 伊 藤 千 春